

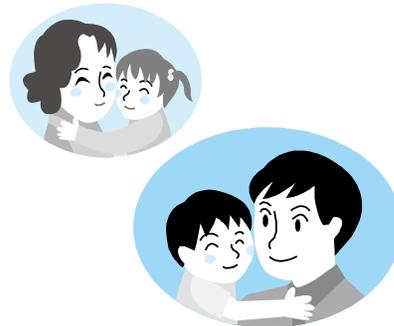
## 8月1日から 父子家庭にも児童扶養手当を支給します

問い合わせ

子ども福祉室 ☎22-7742

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当を支給します。

児童扶養手当を受給するためには竹原市へ申請（認定請求）が必要です。平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。）



### 児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもがいる家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るために、支給される手当です。

対象は、18歳に到達する日以後最初の3月31日まで（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童です。

### 手当額（月額）は？

所得制限があります。受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）及び生計同一の扶養義務者（父母・兄弟姉妹など）の前年の所得額等が限度額以上ある場合は、その年度は、手当の全部または一部が支給停止されます。

#### 支給される場合

##### ◆児童1人の場合

全部支給：41,720円

一部支給：41,710円～9,850円

##### ◆児童2人以上の加算

2人目：5,000円

3人目以降1人につき：3,000円

### 申請方法

子ども福祉室（福祉会館1階☎22-7742）に申請してください。

受給資格者及び対象児童の戸籍謄本・住民票や各個人により必要となる書類があります。詳しくは、お問い合わせください。

※8月は時間外相談・受付を実施します。（児童扶養手当8月現況届受付も同時期実施）

12日（木）・25日（水）は20時まで受付

22日（日）・29日（日）は8時30分～12時受付

### 父子家庭の支給要件は？

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給します。

①父母が婚姻を解消した児童

②母が死亡した児童

③母が一定程度の障害の状態にある児童

④母の生死が明らかでない児童

⑤その他（母が1年以上遺棄している、母が1年以上拘禁されている、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

※以下の場合には支給されません。

①父または児童が公的年金（遺族年金・障害年金など）を受けている。

②父が婚姻の届出をしてなくても、事実上婚姻関係にある場合（③の母の障害を除く）など

### 父子家庭の人が受給するためには？

申請が必要です。申請や支給の時期についての取扱いは次のとおりです。

◆既に父子家庭としての支給要件に該当している人は、平成22年7月から申請できます。

◆平成22年11月30日までに申請した場合、次のような取扱いになります。

①平成22年7月31日までに支給要件に該当している人

→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給。

②平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人

→11月30日までに申請をすれば「要件に該当した日の翌月分」から支給。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。